

答申第 598 号

平成 27 年 2 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 10 月 21 日付けで諮問された特定建物の取壊しに係る届出書一部非公開の件（諮問第 650 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定建物の取壊しに係る届出書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定建物の取壊しに係る届出書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成25年7月23日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

(ア) 公開することができない部分の内容は、すでに公に閲覧、縦覧、交付が認められている建築計画概要書で明らかになっている内容であり、条例第5条第1号ただし書アにあたる。

よって本件処分には、法令上の誤りがある。

(イ) 今回、確認申請の段階で情報開示されている建物滅失に関する届けは、特定の法人（以下「本件甲法人」という。）自らが建物を取り壊し、その後新築したという建築工事届の様式（建築基準法施行規則第40号様式）で申請されている。そのことから、情報開示されていない部分の住所、氏名は、発注者でなければならない。よって、条例第5条第1号ただし書アに該当し、開示決定されなければならない。

(ウ) 法務局の滅失登記は、特定の関係者（以下「本件関係者」という。）が特定の測量事務所に依頼していることから、解体するまでは本件関係者の所有となっていないわけではない。

故に、本件行政文書の委任状（以下「本件委任状」という。）について、本件関係者が特定の法人（以下「本件乙法人」という。）を代理人として委任していないわけではない。

よって、本件行政文書1ページ目の元請業者として既に明らかにさ

れている本件乙法人の住所氏名が代理人の住所に記載され、公開されても何の不都合も無いはずであるにも関わらず非公開とされ、全く意味のない非公開部分である。

代理人の本件乙法人の名前が非公開とされた理由を問いたい。

イ 実施機関の対応への不服

届出書の様式自体が実施機関に提出された特定の時点では使用不可となっている様式である。他にも、本件行政文書には受付印が全く見えず、受付番号が無いという不備がある。また、受付番号についての職員の異議申立人への説明に誤りがあった。

提出された書面をきちんと確認し、どうしてそのような手続きになったのか、きちんとした説明と証拠があれば納得がいく。不動産という大きな財産が関わり人の健康、生命に関わる分野であることをもう一度しっかり認識してほしいものである。

ウ 建築工事届に関する不服

異議申立人はすでに建築計画概要書を入手している。建築計画概要書においては、建築主や設計事務所、本件甲法人が記載されている。

その後申請して入手した建築工事届では建築主が非公開とされているが、誰もが入手できる情報をなぜ異議申立人に対してのみ非公開としているのか、理由が全く見当たらない。差別をしたとしか思えない。

その他にも、書類上の誤りや矛盾が生じているのはなぜか。

エ その他土地の権利関係に関する不服

本件関係者は借地借家法も関係なく、登記された法人も関係なく、区分所有等も関係なく、実家を壊し、建物のお金も父親が預けていた権利金も返却することなく異議申立人を強制執行で追い出した。

3 実施機関（県土整備局土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下

「建設リサイクル法」という。) 第 10 条第 1 項の規定に基づき知事に届出をされ、同日收受された文書である。

この法律の目的は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することにある。

また、そのために提出すべき文書の様式は、省令で様式が定められており、本件行政文書はこの様式に他ならない。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

今回、届出をされた発注者又は自主施工者の欄に記載された情報は、本件乙法人に工事を依頼した者であり、発注者には、解体工事を業とする者での登録は存在しない。

したがって、条例第 5 条第 1 項に定める個人情報に該当する。

また、本件委任状において委任を受け代理者となったのは法人ではなく個人と認識しており、代理者の氏名、住所も条例第 5 条第 1 項に定める個人情報に該当すると考える。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

解体工事の発注者情報を何人でも閲覧することができることを定める規定は建設リサイクル法には無い。

なお、異議申立人は、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築工事届第 40 号様式、及び建築基準法施行規則第 1 条の 3 の規定による建築計画概要書第 3 号様式には、解体工事の発注者の情報が記載されており、神奈川県建築基準条例第 52 条の 18 の 2 の規定により、何人も建築計画概要書等の写しの交付を請求できることをもって、本件文書の解体工事の発注者情報を何人でも閲覧できると主張している。

しかし、建築基準法第 15 条第 1 項は、「建築主」が建築物を「建築しようとする場合」又は建築物の「除却の工事を施工する者」が建築物

を「除却しようとする場合」に届出を義務付ける規定である。

また、建築工事届及び建築計画概要書に記載されている内容は、新たな建築工事にかかる情報であり、除却・解体工事の発注者に関する情報の記載を義務付けていない。

さらに、本件の場合には特定の時期には解体工事が完了していることになっており、建築確認時点には、新たな建物の建築だけを対象とする建築確認申請が出されたものと理解できるので、既に存在しない建物の解体工事に関する情報が建築確認申請に記載されることはない。

このように建築基準法の規定並びに建築確認申請の時間的要件から、異議申立人が主張するような解体工事の発注者情報が何人にも公開されているという法的な状態は存在していないと考える。

また、条例第5条第1号のその他のただし書にも該当する情報はないと考える。

これらの事情を総合的に検討した結果、今回の個人情報公開すべきと判断できる事情は認められないと考える。

(3) 届出の様式の不備及び文書の收受手続の不備等に関する主張について

届出の様式は、省令に定められた内容であり、異議申立人の主張の前提となる事実は存在しない。

收受の場面におけるやりとりで不完全なことがあったことは事実だが、文書の收受については通常処理がされており、異議申立人の主張の前提となる不備は存在しない。

また、受付番号についての職員の説明に関する異議申立人の主張は、面談中に確認行為が中断され曖昧な状態のまま不服審査の手続きの説明に移行せざるを得なかったものである。

なお、様々な事実を主張することによって、当該個人情報を保護の対象から除外すべきであるという異議申立人の主張には合理的な説明が示されていない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、部会において実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は建設リサイクル法第 10 条第 1 項に基づき、同法の対象となる建設工事の発注者が知事に届け出た届出書一式であり、届出書本紙（様式第一号）（以下「本件届出書本紙」という。）、本件委任状、分別解体等の計画等、案内図、現地の写真及び工事工程表で構成されている。

(3) 本件異議申立ての対象について

本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報（以下「本件非公開情報」という。）について、以下、検討する。

(4) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 本件非公開情報について

a 本件届出書本紙について

本件届出書本紙で非公開とされた情報は、発注者又は自主施工者の個人名、印影、住所及び電話番号であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

b 本件委任状について

本件委任状で非公開とされた情報は、委任者の個人名、印影及び住所並びに代理者に定められた者の欄に記載された人物（以下「本

件人物」という。)の氏名(以下「本件代理者欄氏名」という。)及び代理者の住所である。

委任者の個人名、印影、住所及び本件代理者欄氏名については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

代理者の住所については、本件委任状で委任を受けた者が法人であるか個人であるかによって、適用される条例の条項が異なり、公開の適否の判断に影響があると考えられるが、代理者に定められた者の欄には、本件乙法人名と、その後に本件代理者欄氏名が並列して記載されており、書面上だけでは委任を受けた者が法人か個人のいずれであるかが判然としなかった。

その点につき審査会が実施機関に確認したところ、建設リサイクル法においては、対象となる工事の発注者等に届出義務を課しているため、第三者が届出する場合は代理権限証明情報としての委任状を提出させており、通常の業務において代理者とは、あくまで書類の提出及びその過誤訂正等の行為を行う自然人その人を示すものとして取り扱われていることから、本件委任状においても委任を受けた特定の個人の情報であるとして、代理者の氏名及び住所を非公開としたものとのことである。

こうした実施機関の説明に特段不合理な点は見られず、他にその説明を覆す特段の事情もないことから、本件委任状で委任を受けた者は個人であると判断する。そしてそれを前提とすれば、代理者の住所については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

なお、委任を受けた者が個人であるとすれば、本件代理者欄氏名の前に本件乙法人名を併記し公開したことは、本件人物の属性の一部を明らかにし、個人を一定程度絞り込むことになってしまうが、本件乙法人名の記載のみを以て特定個人を識別することはできないと考えられ、本件乙法人名を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第5条第1

号本文には該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 同号ただし書ア該当性について

a 条例第5条第1号ただし書アは「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている」場合には、例外的に公開できると規定している。

b 異議申立人は、本件非公開情報は、閲覧、縦覧、交付が認められている建築計画概要書、建築工事届及び登記で明らかになっている内容であり、同号ただし書アに該当すると主張している。

c 建築計画概要書とは、建築基準法第6条第1項に定める建築確認申請の際に提出される書類の1つであり、建築基準法や同法施行規則等において閲覧が義務づけられるとともに、神奈川県においては、神奈川県建築基準条例第52条の18の2において、写しの交付が認められているものである。

本件行政文書に係る土地における建築計画概要書（以下「本件建築計画概要書」という。）を審査会として確認したところ、本件非公開情報に該当する情報が明らかになっているとは認められなかった。

d 建築工事届とは、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合において知事に届出された文書であり、そもそも建築計画概要書のように法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等が認められている文書ではない。

e 不動産登記は、不動産登記法第3条により不動産の表示又は不動産についての権利の保存等についてするものと規定されているが、本件非公開情報に必ずしも不動産の権利者が記載されているとは限らないことから、本件非公開情報が明らかになっているとは認められない。

f 他にも、本件非公開情報が法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報と認められる事柄は見受けられないことから、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 本件非公開情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、同号ただし書イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

(5) その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、建築工事届に係る非公開の適否や実施機関の対応及び土地の権利関係などについて主張しているが、当審査会は、実施機関による平成25年7月23日付けの行政文書一部公開決定処分（建設リサイクル法第10条第1項の届出書に係る情報公開）の諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イ、ウ及びエについて意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 10 月 23 日	○ 諮問受理
11 月 5 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 26 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 11 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 26 年 9 月 17 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
10 月 3 日 (第 133 回部会)	○ 審議
11 月 10 日 (第 134 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
12 月 15 日 (第 135 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	

(平成 27 年 2 月 18 日現在) (五十音順)